

# 令和5年度 地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）募集案内について

この案内は、文化庁の令和5年度募集案内の公開に先立ち、令和4年度の募集案内に基づいています。

ご検討の再は、文化庁の募集案内をご覧ください。補助事業の対象範囲や注意事項を把握した上でご相談ください。

補助金の交付申請にあたっては、令和5年度の募集案内に基づき取り組んでいただきますので、この内容から変更が生じる場合があります。あらかじめご了承のうえ、ご検討ください。

## 1. 補助対象となる文化遺産の範囲

下記に掲げる文化遺産のうち、地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産に限る。

- ①雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ②有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ③地域固有の伝統芸能及び民族芸能（地域の人々によって行われる民族的な芸能）

## 2. 補助金交付の対象となる事業期間

令和5年4月1日（採択通知の日以降の日）から令和6年3月31日まで

## 3. 補助金の額及び補助金の支払い時期・方法

補助対象経費の85%までの補助とします。ただし、この補助率は上限であって応募状況（全体の要望額）及び今後の国の予算の編成状況等により引き下げられることがあります。補助対象外経費も含めた自己負担について、あらかじめご了承の上、ご応募ください。

補助金は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに文化庁において内容を審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から直接支払われます。補助金が支払われるまでは、経費を立て替える必要があります。

なお、支払口座は、利子の発生しない決済用普通預金等の講座を利用してください。

## 4. 補助対象事業

### （1）記録作成事業

祭礼行事等の継承に用いるための記録映像を作成して、後継者養成事業に活用し、併せて普及版映像を作成してホームページや動画共有サイト等で公開し、情報発信する取組。

### （2）後継者養成事業

地域の祭礼行事保存会における新規入会者等への特別練習、地域の伝統工芸技術者の技術向上のための講習会、伝統工芸技術の継承に必要な原材料の生産者要請等の原材料確保のための取組。

### （3）用具等整備事業

地域の民族芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理・新調。

- ①修理は、1実施計画当たり1年度につき、1,000万円(税込)を上限に補助対象経費(交付要望額と自己負担額を合計した額)とする。
- ②慎重派、1点当たり10万円(税込)を補助金の上限とするので、超過分は自己負担等とすること。(復元新調は新調とみなすこととする。)
- ③修理・新調の対象は、実行委員会等又はその構成団体の所有物(社寺所有の神輿等は除く)に限る。
- ④用具等の修理・新調のみを行う取組は補助対象外。(後継者養成や修理現場の公開等を併せて実施する場合のみ対象)
- ⑤長年の使用による経年劣化を原因とする修理・新調のみ対象。
- ⑥現在使用されている用具の修理・新調のみが対象。
- ⑦古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限る。

## 5. 補助対象とならない取組の事例(過去に不採択となった取組の具体例の一例)

ここに記載のないものでも、本補助事業の趣旨・要項等に沿わない事業は補助対象外です。

- ①残存部の割合が低く、かつ残存部の重要度が低い山車等用具の修理
- ②経年劣化でなく通常使用の範囲で発生する破損等の修理(故意又は過失による事故等による破損)
- ③もともと継承されていない部材や装飾を付加する修理(LED化など)
- ④山車そのものの歴史は古いが、もともと当該地域に継承されていない来歴の浅い山車の修理
- ⑤山車の幕の復元新調(ただし、修理にあたりと判断される場合は対象)
- ⑥用具は古いが、その用具が用いられる無形民俗文化財が新しいものである場合の修理・新調
- ⑦古くから継承されている無形民俗文化財において、新しく導入した用具の修理・新調
- ⑧本来一組の用具を分割して見積書を徴取して1点10万円(税込)未満としている用具の新調

## 6. その他の留意事項

- ①補助を受けようとする銅市内容の事業について、「文化庁が実施する他の補助事業(例:地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等)、伝統文化親子教室事業)」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国が実施する他の補助事業」と重複して補助を受けることはできません。
- ②応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ③交付申請後、事業内容を大幅に変更、または、事業実施を中止することが無いよう、団体内で十分に協議のうえ、応募してください。
- ④令和6年度以降の事業継続については未定です。

以上